

Q&A

Q1 43歳になる前に申請しないと助成の対象にならないのですか。

A1 治療を受けた分を申請する時は、**治療を始めた日の妻の年齢**が42歳以下であればよいので、申請時に43歳になっていてもかまいません。ただし、申請は期限内に行ってください。なお、治療開始日と妻の誕生日が同日だった場合は、43歳とみなしますので助成対象となりません。

Q2 採卵前に男性不妊治療を行いましたが、精子が採取できませんでした。この治療は、助成対象になりますか。

A2 指定医療機関の主治医との治療計画により採卵前に男性不妊治療を行った場合、男性不妊治療開始日に妻が42歳以下でしたら、精子が得られなくても、状態の良い精子が得られずに治療を中止しても助成の対象になります。なお、当該治療は1回分の特定不妊治療として扱います。

Q3 助成の対象にならない費用は、どのようなものがありますか。

A3 凍結胚の保存更新費用や入院費用、不妊治療助成事業受診等証明書発行に伴う文書作成費用は助成の対象になりません。また、自己都合により治療を中止した場合の医療費も助成の対象となりません。

Q4 県の不妊治療助成制度のほかに受けられる助成はありますか。

A4 特定不妊治療・一般不妊治療や不育症の治療に要した費用の助成を行っている市町村があります。また、県で特定不妊治療助成を受けた離島地域にお住まいの方を対象に、交通費や宿泊費をお返ししています。詳しくは、市町村担当窓口へお問い合わせください。

鹿児島県不妊治療助成事業申請書・不妊治療助成事業受診等証明書の様式や市町村の助成制度に関する情報などが県ホームページでご覧になれます。
(県ホームページ: [不妊治療助成事業について](#))



鹿児島県 不妊

不妊・不育に関する相談窓口

医師・助産師・保健師が相談員としてご相談者の意志とプライバシーを尊重しながら対応しますので、お気軽にご利用ください。相談はすべて無料です。

◆ 専門相談窓口 《鹿児島大学病院》

	電話相談
相談日時	月曜・金曜 (午後3時から午後5時まで)
メール相談	随時 funin@pref.kagoshima.lg.jp メール相談は1週間程度お時間をいただくことがあります。
相談内容	不妊の検査・治療方法、不妊に関する専門的な相談、不妊治療に伴う悩みや不安等の相談、不育症の相談に医師・助産師等が対応します。
連絡先	不妊相談専用電話番号 099-275-6839

◆ 一般相談窓口 《各保健所》

	電話相談・面接相談
相談日時	月曜から金曜 (午前8時30分から午後5時15分まで) ※閉庁日を除きます。
相談内容	助成制度、不妊・不育に関する悩みや不安等の相談に保健師が対応します。
連絡先	助成金の申請窓口と同じ保健所です。
場所	



不妊治療費 助成制度のご案内

鹿児島県

鹿児島県では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩むご夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、体外受精や顕微授精の治療を受けられたご夫婦に治療費の全部または一部を助成しています。

1. 対象となる方

- 特定不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されたご夫婦で、次の全ての要件に該当する方が対象です。
- 特定不妊治療開始日から法律婚又は事実婚であること。
 - 夫もしくは妻のどちらか一方または両方が、鹿児島市を除く鹿児島県内に居住していること。
 - 鹿児島市に居住している方は、鹿児島市に申請します。(問合せ先: 鹿児島市母子保健課 電話: 099-216-1488)
 - 治療開始日の妻の年齢が42歳以下であること。

2. 対象となる治療

- 自治体が指定している医療機関で行った、次の治療が対象です。
- 対象となるご夫婦が行う医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精(以降「特定不妊治療」といいます)。
※卵胞が発育しない等により卵子採取前に中止した場合は助成の対象となりません。
 - 特定不妊治療の一環として行う、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(以降「男性不妊治療」といいます)。

3. 助成額・助成回数

< 助成の額 >

それぞれ1回の治療につき、申請した内容で助成上限額が異なります。2回目以降の申請は、前回申請の治療開始日より後の治療が対象になります。

- 特定不妊治療
 - ・ 治療1回の申請 ⇒ 30万円を上限に助成します。
 - ・ 採卵を伴わない凍結胚移植や採卵したが卵が得られない等のため中止した治療1回の申請 ⇒ 10万円を上限に助成します。
- 特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療
 - ※ 特定不妊治療が、採卵を伴わない凍結胚移植の治療の場合を除きます。
 - ・ 治療1回の申請 ⇒ 30万円を上限に助成(特定不妊治療の助成額に加算)します。

< 助成を受けられる回数 >

- 初回申請における治療開始日の妻の年齢によって助成上限回数が異なります。
- 40歳未満の方 ⇒ 43歳になるまでに1子あたり6回を上限に助成します。
 - 40歳以上42歳以下の方 ⇒ 43歳になるまでに1子あたり9回を上限に助成します。
 - ※ 過去に助成を受けた後、出産した場合は、助成回数をリセットすることができます。妊娠12週以降に死産に至った場合にも助成回数をリセットすることができます。(死産届の写しにより確認を行います)
 - ※ 助成の回数には他の都道府県・政令市・核都市や鹿児島市で助成を受けた回数も合算します。前住所が他の自治体である場合は、過去の助成歴について確認することがあります。

申請 期限

特定不妊治療が終了した日の属する年度内(3月31日まで)に申請(持参または郵送)してください。
特例として、治療が3月に終了したため、年度内の申請が間に合わない方については、4月30日まで申請を受け付けます。なお、3月31日及び4月30日が閉庁日の場合は、直前の閉庁日が申請期限になります(郵送の場合は消印を申請日として扱いますのでご注意ください)。
※ 制度の適切な運用を図るため、治療終了後速やかに申請してください。



鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課

申請に必要なもの

準備する書類等

ポイント

チェック欄

1 鹿児島県
不妊治療費
助成事業申請書

申請書は保健所でもらえます。また、県のホームページから印刷できます。
※申請書の裏面は同意を得るための説明書になっていきますので、**画面印刷したもの**をご使用ください。

2 不妊治療費
助成事業
受診等証明書

県のホームページから印刷できます(指定医療機関で用意しているところもあります)。
鹿児島県の様式に指定医療機関が記入しますので、治療が終了したら依頼してください。

3 特定不妊治療に
要した医療費の
領収書

不妊治療費助成事業受診等証明書に記載されている領収金額を確認するために必要です。助成に必要な領収書を紛失した場合は、支払先に領収(支払)証明書を発行してもらうことで代用できます。

4 住所と法律婚又は
事実婚であること
ご夫婦であることを
証明する書類

(1) 法律婚の夫婦
①同一世帯の場合
世帯全員の続柄が記載される住民票
②別世帯の場合
ご夫婦それぞれの住民票(世帯全員の続柄が記載されているもの)又は戸籍謄本
(2) 事実婚の夫婦
①ご夫婦の住民票
②ご夫婦両人の戸籍謄本
③事実婚関係に関する申立書
申立書は県のホームページから印刷できます。
※住民票を取得する際は、**個人番号(マイナンバー)の記載を省略してください。**
また、市町村の発行日から3箇月以内に申請してください。

5 助成金の振込口座
が確認できる書類

金融機関名のほか、通帳の表紙裏面に記載の情報(支店名、口座名義)が必要になります。
※郵送する場合は、写しを同封してください。

申請窓口

お住まいの市町村を管轄している保健所が申請窓口になります。
※鹿児島市に居住している方は、鹿児島市が申請窓口になります。
(問合せ先: 鹿児島市母子保健課 電話: 099-216-1485)

お住まいの市町村	申請窓口		
	保健所	所在地	電話番号
指宿市	指宿保健所	〒891-0403 指宿市十二町301	0993-23-3854
枕崎市、南さつま市、南九州市	加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	0993-53-2315
日置市、いちき串木野市、三島村、十島村	伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-2332
薩摩川内市、さつま町	川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3165
出水市、阿久根市、長島町	出水保健所	〒899-0202 出水市昭和町18-18	0996-62-1636
伊佐市	大口保健所	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	0995-23-5103
霧島市、始良市、湧水町	始良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7953
曾於市、志布志市、大崎町	志布志保健所	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	099-472-1021
鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2105
西之表市、中種子町、南種子町	西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0012
屋久島町	屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024
奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町	名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-5411
徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149

指定医療機関

県内の指定医療機関

指定医療機関名	住所	電話番号	体外受精 顕微授精
鹿児島大学病院	〒890-8520 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5888	○
レディースクリニックあいいく	〒891-0114 鹿児島市小松原1-40-2	099-260-8878	○
竹内レディースクリニック	〒899-5421 始良市東耕田502-2	0995-65-2296	○
松田ウイメンズクリニック	〒892-0844 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル3F	099-224-4124	○
フィオールレ第一病院	〒899-5215 始良市治木町本町307-1	0995-63-2158	○
あかつきARTクリニック	〒890-0053 鹿児島中央ターミナルビル2F	099-296-8177	○
徳永産婦人科	〒890-0034 鹿児島市田上2-27-17	099-202-0007	○

県外の指定医療機関

ほかの自治体が指定している医療機関で治療を受けた場合も対象となります。
(厚生労働省ホームページ: 不妊に悩む方への特定治療支援事業 指定医療機関一覧)

